

令和4年11月11日

久留米市農業委員会総会議事録

久留米市農業委員会

令和4年11月11日、午前9時30分久留米市職員会館メルクス3階会議室に召集する。

付議事項は、別紙久留米市農業委員会総会議案のとおりである。

出席委員は、次のとおりである。

1番	赤司 久美 委員
2番	秋永 憲一 委員
3番	今村 裕一 委員
4番	内田 正隆 委員
5番	江上 哲夫 委員
6番	大石 敏裕 委員
7番	甲斐サエ子 委員
8番	笠 幸夫 委員
9番	黒岩 純 委員
10番	古賀 喜治 委員
11番	後藤 靖子 委員
12番	末次 龍夫 委員
13番	田中 文 委員
14番	田中 修二 委員
15番	田中 弥生 委員
16番	手島富士雄 委員
17番	富安 辰行 委員
18番	鳥越 文生 委員
20番	林田 高夫 委員
21番	日比生和雄 委員
22番	深川 嘉穂 委員
23番	柳 壽祥 委員
24番	山口 啓一 委員

欠席委員は次のとおりである。

中村 裕 委員

事務局の出席者は5名である。

事務局 皆様、おはようございます。11月の総会の開催に当たりまして、報告いたします。
本日は、現委員数24名中23名の出席がっておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会は成立しております。
それでは、会長、よろしく申し上げます。

議長 それでは、皆さん、おはようございます。
大変お忙しい中に、出席いただきまして、誠にありがとうございます。
11月農業委員会総会を開催いたします。
第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。
第1号議案のうち、審議番号19番は、第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請についての審議番号6番と関連案件となりますので、第3号議案で一括して議題といたします。
また、審議番号17番及び18番は、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により議事参与の制限に該当いたします。よって、第1号議案は、審議番号17番及び18番と、審議番号17番及び18番を除く、第1号議案のうち審議番号19番を除く議案に分けて審議をいたします。
議席番号**番、***委員の退席を求めます。
それでは、審議番号17番及び18番について、事務局の説明を求めます。

事務局 1ページをお願いいたします。
第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請について、農地の使用貸借権設定の許可申請書が提出されたので付議いたします。
5ページをお願いいたします。
使用貸借権設定、東部地域、17番、18番の2件です。
以上、審議番号17番、18番の各申請案件につきましては、農地法第3条第2項各号の審査基準について、審査会において説明を行いまして、不許可相当に該当しない申請であり、審査基準に適合していることを報告いたします。
以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。
第1号議案、審議番号17番及び18番について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第1号議案、審議番号17番及び18番は可決されました。
審議番号17番、18番の審議が終了しましたので、退席されています議席番号**番、***委員の出席を求めます。
***委員に報告をいたします。審議番号17番及び18番は可決されました。
続きまして、審議番号17番及び18番を除く第1号議案のうち、審議番号19番を除く議案について議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 1ページをお願いいたします。
第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請について、農地の所有権移転、使用貸借権設定の許可申請書が提出されたので付議いたします。
所有権移転、東部地域、1番から、2ページ、7番までの7件です。
3ページをお願いいたします。
西部地域、8番から、5ページ、15番までの8件です。
使用貸借権設定、東部地域、16番、1件です。
以上、審議番号1番から16番までの各申請案件につきましては、農地法第3条第2項各号の審査基準について、審査会において説明を行いまして、不許可相当に該当しない申請であり、審査基準に適合していることを報告いたします。
以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

**委員 2ページの4番、第三者より受贈、4ページの13、14番、同じく第三者より受贈、

親族より受贈とありますが、使い分けがあるのですか。

事務局 説明いたします。権利移転の事由のところのまず受贈というのは、贈与による所有権移転でございます。

この第三者よりという書き方は、親族以外の方からの贈与ということになっておりまして、親族よりという場合は、直系以外の方からの親族からという場合は、親族よりと書かせていただいております。

親であったり、直系の兄とか、そういう形であれば、父から受贈、母から受贈、兄より受贈とかいうことで、続柄を書かせていただいておりますけれども、それ以外は親族ということでもとめさせていただきます。

****委員** 分かりました。

議長 ほかにありませんか。

「なしの声」

議長 それでは、質疑がほかにないようでございますので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決をしたいと思います。

審議番号17番及び18番を除く、第1号議案のうち、審議番号19番を除く議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議長 ありがとうございます。全員挙手により、審議番号17番及び18番を除く、第1号議案のうち、審議番号19番を除く議案は可決されました。

続きまして、第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 7ページをお願いいたします。

第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請について、農地転用許可申請書が

提出されたので付議いたします。

東部地域、1番、2番の2件です。

1番、申請地、田主丸町石垣、田、2筆、計2,142㎡、申請理由、申請地に盛土を行い畑として利用するもの、農地改良行為です。農地区分は農用地ですが、一時的な利用に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

2番、申請地、田主丸町豊城、畑、243㎡、申請理由、申請地に農業用倉庫及び車庫を建築するものです。農地区分は1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

西部地域、3番から、8ページ、4番の2件です。

3番、申請地、大善寺町夜明、田、476㎡、申請理由、申請地に自己用住宅を建築するものです。

8ページをお願いいたします。

4番、申請地、藤山町、田、1,651㎡、申請理由、申請地に盛土を行い田として利用するもので、農地改良行為です。

審議案件は以上となります。なお、7ページの審議番号1番につきましては、県農業会議の意見聴取案件となっております。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局からの説明が終わりました。
審査会からの審査結果報告についてですが、事前の資料で確認していただいているということで割愛をさせていただきます。
それでは、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決をいたします。
第2号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第2号議案は可決されました。なお、審議番号1番は、許可相当として県農業会議へと意見聴取いたします。

続きまして、第1号議案、審議番号19番及び第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

1ページをお願いいたします。

第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請について、農地の区分地上権設定の許可申請書が提出されたので付議いたします。

6ページをお願いいたします。

西部地域、19番、1件です。

こちらにつきましては、第3号議案、審議番号6番と関連案件となっております。以上、審議番号19番の案件につきましては、農地法第3条第2項各号の審査基準について、審査会において説明を行いまして、不許可相当に該当しない申請であり、審査基準に適合していることを報告いたします。

続きまして、9ページをお願いいたします。

第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請について、農地転用許可申請書が提出されたので付議いたします。

東部地域、1番、2番の2件です。

1番、申請地、山本町豊田、畑、235㎡、申請理由、申請地を取得して、自己用住宅を建築するものです。

2番、申請地、田主丸町石垣、畑、3筆、計447㎡、申請理由、申請地を取得して、自己用住宅を建築するものです。農地区分は第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

10ページをお願いいたします。

西部地域、3番から、12ページ、11番までの9件です。

3番、申請地、荒木町藤田、畑、計3,144㎡、申請理由、申請地を借り受けて、露天資材置場として利用するものです。

4番、申請地、小森野五丁目、畑、2筆、計480㎡、申請理由、申請地を取得して、自己用住宅を建築するものです。

11ページをお願いいたします。

5番、申請地、大善寺町夜明、田、畑、8筆、計3,436㎡、申請理由、申請地を取得して、特定建築条件付売買予定地（13区画）として利用するものです。

6番、申請地、大善寺町宮本、田、595㎡のうち1.05㎡、申請理由、申請地を借り

受けて、営農型太陽光発電設備を設置するものです。農地区分は農用地ですが、一時的な利用に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

7番、申請地、藤山町、畑、741㎡、申請理由、申請地を取得して、病院の敷地を拡張するものです。農地区分は第1種農地ですが、特別の立地条件を必要とする事業に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

12ページをお願いいたします。

8番、申請地、宮ノ陣町大杜、田、484㎡、申請理由、申請地を取得して、自己用住宅を建築するものです。

9番、申請地、城島町下青木、畑、84㎡、申請理由、申請地を取得して、貸牧草置場の敷地を拡張するものです。農地区分は第1種農地ですが、特別の立地条件を必要とする事業に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

10番、申請地、城島町城島、畑、101㎡、申請理由、申請地を取得して、貸露天駐車場の敷地を拡張するものです。

11番、申請地、三潞町西牟田、田、2,410㎡、申請理由、申請地を取得して、霊園墓地の敷地を拡張するものです。農地区分は第1種農地ですが、特別の立地条件を必要とする事業に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

審議案件は以上となります。なお、10ページの審議番号3番、11ページの審議番号5番及び6番、12ページの審議番号11番につきましては、県農業会議の意見聴取案件となっております。

以上で説明を終わります。

議 長

事務局からの説明が終わりました。

審査会からの審査結果報告についてですが、事前の資料で確認していただいているということで割愛をさせていただきます。

ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

質疑がないようですので、質疑を終了したいと思います。ただいまから採決をさせていただきます。

なお、採決に当たりましては、第1号議案、審議番号19番と第3号議案に分けて採決をいたします。

それでは、第1号議案、審議番号19番について、賛成の方の挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 全員挙手により、第1号議案、審議番号19番は可決されました。
続きまして、第3号議案について、賛成の方は挙手をお願いします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第3号議案は可決されました。
なお、審議番号3番、5番、6番及び11番は、許可相当として、県農業会議へと意見聴取いたします。

それでは、続きまして、第4号議案、農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受
等候補者名簿への登録申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 13ページをお願いいたします。

第4号議案、農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請
について、農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請
書が提出されたので付議いたします。

審議番号1番、2番の2件です。

1番、申請人、北野町大城、****、経営面積2万9,012m²、農用地利用集積
計画に従い利用すると認められます。

2番、申請人、北野町鳥巣、****、経営面積4万1,084m²、農用地利用集積計
画に従い利用すると認められます。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑の方は挙手
をお願いします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決をいたします。
第4号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 全員挙手により、第4号議案は可決されました。
続きまして、第5号議案、久留米市農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

第5号議案のうち、1.所有権移転、審議番号7番は、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限に該当いたします。よって、第5号議案は審議番号7番とそれ以外に分けて審議いたします。

議席番号**番、****委員の退席を求めます。

それでは、1.所有権移転、審議番号7番について事務局の説明を求めます。

事 務 局 14ページをお願いします。第5号議案久留米市農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法に基づき、久留米市長より久留米市農用地利用集積計画の決定を求められたので付議いたします。

1.所有権移転、16ページの7番の1件です。

7番、所在地、宮ノ陣町八丁島、田、1,122m²、推進機構からの買入れとなります。

以上、1.所有権移転、審議番号7番の案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決を行います。
第5号議案、1.所有権移転、審議番号7番について、賛成の方は挙手をお願いい

たします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第5号議案のうち、審議番号7番は可決されました。

1. 所有権移転、審議番号7番の審議が終了しましたので、退席されています議席番号**番、****委員の出席を求めます。

****委員に報告をいたします。審議番号7番は可決されました。

続きまして、1. 所有権移転、審議番号7番を除く、第5号議案について議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 14ページをお願いいたします。第5号議案久留米市農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法に基づき、久留米市長より久留米市農用地利用集積計画の決定を求められたので付議いたします。

1. 所有権移転、12件、2. 利用権設定（通年作）、1,024件、3. 利用権設定（期間借地）、62件です。

利用権設定は、久留米市は年に2回、6月と11月に決定を行っており、今月は11月26日から開始する農地の貸し借りを決定するものとなります。

15ページをお願いします。

1. 所有権移転、第1区、1番から6番までの6件です。

1番、所在地、大善寺町宮本、田、949m²、推進機構への売渡しとなります。

2番、所在地、太郎原町町、田、2筆、1,902m²、推進機構からの買入れとなります。

3番、所在地、長門石町、田、4筆、4,869m²、推進機構からの買入れとなります。

4番、所在地、藤山町、田、2筆、3,504m²、推進機構からの買入れとなります。

16ページをお願いします。

5番、所在地、宮ノ陣町大社及び宮ノ陣町五郎丸及び宮ノ陣6丁目、田、畑、7筆、8,476m²、推進機構からの買入れとなります。

6番、所在地、宮ノ陣町8丁目、田、3筆、1万2,690m²、推進機構からの買入

れとなります。

17ページをお願いいたします。

第2区、8番、9番の2件です。

8番、所在地、田主丸町竹野、田、畑、7筆、2,794m²、推進機構からの買入れとなります。

9番、所在地、田主丸町牧、田、3筆 5,161m²、推進機構からの買入れとなります。

第3区、10番から18ページ11番の2件です。

10番、所在地、北野町乙吉、田、4,993m²、推進機構への売渡しとなります。

18ページをお願いいたします。

11番、所在地、北野町鳥巢、北野町高良、田、畑、2筆、2,215m²、推進機構への売渡しとなります。

第5区、12番、13番の2件です。

12番、所在地、三瀨町玉満、田、1,219m²、推進機構への売渡しとなります。

13番、所在地、三瀨町玉満、田、2筆、2,765m²、推進機構への売渡しとなります。

19ページをお願いいたします。

2. 利用権設定（通年作）、こちらは右下の総計のみ御説明いたします。

契約件数1,024件、筆数2,597筆、設定面積377万6,279.07m²です。

20ページをお願いいたします。

3. 利用権設定（期間借地）。

こちらについても右下の総計のみ御説明いたします。

契約件数62件、筆数112筆、設定面積26万8,728m²です。

以上、1. 所有権移転、審議番号1番から7番を除く13番まで、2. 利用権設定（通年作）1,024件、3. 利用権設定（期間借地）62件。以上の案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

「なしの声」

議 長 それでは、質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決をいたします。

1. 所有権移転、審議番号7番を除く第5号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、1. 所有権移転、審議番号7番を除く第5号議案は可決されました。よって、第5号議案については、久留米市長あて通知をいたします。

引き続き、報告事項に入ります。

報告第1号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理の専決について。

報告第2号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出の受理の専決について。

報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知について。

事務局の説明を省略いたします。

それでは、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了いたします。よって、報告第1号から報告第3号までの報告事項を終わります。

次に、お諮りをいたします。本総会におきまして、議決されました案件で、条項・字句・数字その他の整理を要するものにつきましては、その処理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

「なしの声」

議 長 御異議なしと認めます。よって、議決されました案件で、条項・字句・数字その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

ただいまから議事録署名委員を指名いたします。久留米市農業委員会会議規則第10条第2項の規定により、6番、大石敏裕委員、18番、鳥越文生委員をお願いをいた

します。

以上をもちまして、久留米市農業委員会総会を閉会いたします。